令和６年第１回霞台厚生施設組合議会

臨　　時　　会　　会　　議　　録

令和６年１月９日 開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和６年第１回霞台厚生施設組合議会

臨　　時　　会　　会　　議　　録

令和６年１月９日（火曜日）午後３時３０分開会

議事日程

令和６年１月９日（火曜日）午後３時３０分開会

日程第１　議席の指定

日程第２　会期の決定

日程第３　会議録署名議員の指名

日程第４　副議長の選挙

日程第５　議会運営委員の選任

日程第６　諸般の報告

日程第７　議案第１号

　　　　　議案質疑・討論・採決

本日の会議に付した案件

議事日程

日程第１　議席の指定

日程第２　会期の決定

日程第３　会議録署名議員の指名

日程第４　副議長の選挙

日程第５　議会運営委員の選任

日程第６　諸般の報告

日程第７　議案第１号

　　　　　議案質疑・討論・採決

追加日程　議案第２号

　　　　　議案第３号

出席議員　１７名

１番	櫻　井　　　茂　君	１０番	谷　仲　和　雄　君
２番	真　家　　　功　君	１１番	佐　藤　文　雄　君
３番	鈴　木　貞　行　君	１２番	田　家　勇　作　君
４番	大　場　八千代　君	１３番	山　本　　　進　君
５番	玉　造　由　美　君	１４番	荒　川　一　秀　君
６番	香　取　憲　一　君	１５番	矢　口　龍　人　君
７番	岡　﨑　　　勉　君	１６番	澤　　　秀　雄　君
８番	久保田　良　一　君	１７番	関　口　忠　男　君
９番	小　松　豊　正　君		

欠席議員　　０名

法第１２１条により出席した者

管　理　者	谷　島　洋　司　君	事務局長	小　澤　喜　蔵　君
副管理者	島　田　幸　三　君	総務課長	海老澤　昌　代　君
副管理者	宮　嶋　　　謙　君	業務管理課長兼業務施設課長	荒　川　英　一　君
副管理者	小　林　宣　夫　君		
会計管理者	鈴　木　隆　之　君	建設計画課長	中　泉　茂　紀　君

職務のため出席した者

課長補佐	貝　塚　博　之　君	係　　　長	山　中　英　明　君
係　　　長	雨　貝　三和子　君	事務調整総括官	鈴　木　幸　治　君
係　　　長	川　上　哲　仙　君		

令和６年１月９日（火曜日）

午後　３時３０分　開会

○議長（櫻井茂君）　傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るかマナーモードにされるようお願いを申し上げます。

また、ウイルス感染症の拡大防止のため、消毒液による手指の消毒などにご協力のほどよろしくお願いをいたします。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり、声を出すことを禁じておりますのでご注意願います。また、傍聴席への録音、録画機材の持込み、使用は固く禁じておりますのでよろしくお願いを申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

会議に先立ちまして、元日に起きました能登半島地震において、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、多くの被災者の方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和６年第１回霞台厚生施設組合議会臨時会を開会いたします。

なお、マスクの着脱については個人の判断といたしますが、質疑や答弁などの発言の際、マスクを着用してこれを行うことを許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

（日程第１　議席の指定）

○議長（櫻井茂君）　日程第１、議席の指定について。

霞台厚生施設組合議会会議規則第３条第１項の規定により、新たに選出された議員の議席は、

２番　真　家　　　功　議員

４番　大　場　八千代　議員

６番　香　取　憲　一　議員

８番　久保田　良　一　議員

１０番　谷　仲　和　雄　議員

１２番　田　家　勇　作　議員

１４番　荒　川　一　秀　議員

１６番　澤　　　秀　雄　議員

以上のとおり指定いたします。

（日程第２　会期の決定）

○議長（櫻井茂君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

令和５年12月21日に開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は、令和６年１月９日の１日と決定されました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第３　会議録署名議員の指名）

○議長（櫻井茂君）　日程第３、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

７番　岡　﨑　　　勉　君

８番　久保田　良　一　君

の両名を指名いたします。

（日程第４　副議長の選挙）

○議長（櫻井茂君）　次に、日程第４、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定による指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

さらに、お諮りをいたします。

副議長の指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、議長において副議長を指名いたします。

霞台厚生施設組合議会副議長に14番・荒川一秀君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました14番・荒川一秀君を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま副議長に当選されました14番・荒川一秀君が議場におりますので、会議規則第30条第２項の規定により当選の告知をいたします。

荒川一秀君のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（荒川一秀君）　小美玉市からの荒川一秀でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様からご推選をいただきまして、副議長という職に就くことになりました。誠に光栄なことであります。

山本議長さん、そしてあのときも副議長をさせていただきまして、今度は櫻井議長さんの補佐役として、一生懸命努力してまいりたいと思っているところでございます。

とにかく、この施設は日常生活には欠かせない施設でありますので、私といたしましても、法の精神にのっとり、公平に、そして仲よく、この自治体が前向きにこの議会運営をさせていただくよう、私ども一丸となって進めていければありがたいなと。そのための一役を担うつもりでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（櫻井茂君）　ありがとうございました。

（日程第５　議会運営委員の選任）

○議長（櫻井茂君）　日程第５、議会運営委員の選任について。

先般執行されました、小美玉市議会議員及び茨城町議会議員の一般選挙に伴い、現在、小美玉市選出及び茨城町選出の議会運営委員が欠員となっておりますので、霞台厚生施設組合議会委員会条例第３条の規定により、議長において、６番・香取憲一君、16番・久保田良一

君を指名いたします。

ただいま議会運営委員会副委員長が不在となっております。

よって、直ちに議会運営委員会を開催し、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後３時３６分休憩

午後３時３６分再開

○議長（櫻井茂君）　再開いたします。

失礼しました。

もう一度申し上げたいと思います。

霞台厚生施設組合議会委員会条例第３条の規定により、議長において、６番・香取憲一君、８番・久保田良一君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後３時３６分休憩

午後３時３８分再開

○議長（櫻井茂君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長より、結果についてご報告をお願いいたします。

17番・関口忠男君。

○１７番（関口忠男君）　議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

議会運営委員会副委員長に、茨城町選出議員の久保田良一議員が選出されましたので、ご報告いたします。

○議長（櫻井茂君）　ただいまの報告のとおり、議会運営委員会副委員長は８番・久保田良一君が選出されましたので、よろしくお願いをいたします。

（日程第６　諸般の報告）

○議長（櫻井茂君）　日程第６、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長において本臨時会に出席を求めた者の職氏名は、

管　理　者	谷　島　君	副 管 理 者	島　田　君
副 管 理 者	宮　嶋　君	副 管 理 者	小　林　君
会計管理者	鈴　木　君	事 務 局 長	小　澤　君
総 務 課 長	海老澤　君		

業務管理課長兼業務施設課長　　荒　川　君

建設計画課長　　中　泉　君

以上であります。

（日程第７　議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井茂君）　日程第７、議案第１号・自治紛争処理委員による調停案の受諾についてを議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君）　まず、提案理由の説明に入る前に、本年１月１日に発生いたしました令和６年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に衷心よりご冥福を祈るとともに、多くの被災した方々に心からお見舞い申し上げ、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本日ここに提案いたしました議案について概要をご説明申し上げます。

議案第１号・自治紛争処理委員による調停案の受諾について。

本案は令和５年10月10日付で茨城県自治紛争処理委員の調停に付された、霞台厚生施設組合の旧焼却施設解体費用の負担に係る紛争について、地方自治法第251条の２第３項の規定に基づく調停案が、令和５年12月６日提示されました。

この調停案は組合の主張が認められたものであり、これを受諾するため、地方自治法第96条第１項第10号及び第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（櫻井茂君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は項目別の一括方式とし、時間は１議員30分以内といたしますので厳守

願います。また、質疑の回数は２回までとなりますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　９番、日本共産党の小松豊正です。

議案第１号・自治紛争処理委員による調停案の受諾について、通告に従い一括方式で議案質疑を行います。

（１）一般新聞等でこの問題は大きく報道され、住民の関心も非常に高い。そういう中で、昨年の12月12日のかすみがうら市議会で、この調停案が可決されたと報道されていますが、賛否などはどうだったのか質問をいたします。

（２）の質問としましては、旧焼却施設解体費の負担金額、そして支払い時期はこの受諾によってどのようになるのか。

この２点について、まず１回目の質問といたします。

○議長（櫻井茂君）　総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君）　ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

最初に、１点目でございますが、かすみがうら市議会定例会において、調停案の受諾について及び補正予算の議案が原案可決されたことを承知しております。

このことから、組合としましては、かすみがうら市議会の結果を受けまして、議案第１号・自治紛争処理委員による調停案の受諾についてを今回の臨時会へ上程いたしました。

続いて、２点目でございます。

まず、旧焼却施設解体費の負担金額でございますが、かすみがうら市負担金における令和４年度の未払い額は399万9,000円、令和５年度の未払い額は、令和５年12月末時点で2,500万円でございます。

続きまして、支払い時期につきましては、今回の臨時会の議決結果によりますことから、議決いただき次第、かすみがうら市と協議を進めてまいります。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君）　９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君）　大きく関心を持たれている問題なので、可決ということじゃなくて、どういうふうに前回の霞台の議会におきましても、かなりこれは大きな議論があったので実際に全会一致なのか、それとも反対、賛成と分かれたのか。そして、どのような質疑、討論が答弁が行われたのか、あるいは行われなかったのか、そのことについて、まず１つは（１）の質問に関して、詳しく報告を求めたいと思います。答弁を求めます。

それから、２つ目の問題としては、399万9,000円がこの議決がされれば、かすみがうら市と協議して払うことになるということでございます。

それで、私はこの令和５年度は、これはまだ決算、今、ｉｎｇの状態で、決算ということではありませんけれども、令和５年度の場合のかすみがうら市に対する組合の負担金は幾らなのか。令和５年度、今年度ですね。

そして、現在まで、そういう点で組合負担金における収入済額というのはどういうふうになっているのか。この問題で令和５年度も、そういうそこに関連して何か払うことになるかならないのか、それはどういうふうに考えればいいのか。２回目の質問をいたします。

○議長（櫻井茂君）　小松議員に申し上げます。

通告に従い、質問されますようお願いをいたします。

○９番（小松豊正君）　通告ではなくて２回目の質問では構わないわけですよ。１回目の議案質疑なんです。

○議長（櫻井茂君）　通告の範囲内での質問を……

○９番（小松豊正君）　その範囲内で質問しています。

○議長（櫻井茂君）　総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君）　２回目の質問にご答弁させていただきます。

かすみがうら市議会のことでありまして、組合事務に関することではないことから、答弁は控えさせていただきます。

なお、かすみがうら市議会ホームページ上では、全会一致で原案可決となっておりました。

（２）につきましては、かすみがうら市負担金の未払い額、こちら令和５年度の負担金の未払い額につきましては、第１期の未払い額が523万8,000円、第２期が1,464万2,000円、第３期が459万7,000円、第４期が52万3,000円の2,500万円が未払いとなっております。

また、これから納期のかすみがうら市の負担金でございますが、第５期分が1,103万8,000円、第６期分が3,067万7,000円となっております。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君）　次の質疑者に移ります。

10番・谷仲和雄君。

○１０番（谷仲和雄君）　10番議席・谷仲和雄でございます。

通告に従い、議案第１号・自治紛争処理委員による調停案の受諾について質疑を行います。

先ほど組合管理者より提案理由の説明がございました。本調停案は、要旨、理由、結語か

らなり、以下、調停案から引用いたしますと、結語において、「以上に鑑みると、隣接自治体間における問題解決の有り様としては、当事者双方が、上記のとおり、４市町で旧施設解体費用を負担する合意に至ったという事実を尊重し、申請者が組合に対し、上記合意に基づく旧施設解体費用を負担すること、他方で、組合は本件に関し、疑義が生じうる意思決定手続であったことを認め、今後、組合の共同処理事務遂行に当たり、規約、協定等の規定の関係、文言の意義等を明確にした上で丁寧な協議を行い、その協議結果によっては規約の改正や協定の締結等を適切に行い、４市町間での誤解等を生じない明確かつ適切な意思決定につながる業務の運営を心がけることとし、今後４市町が連携して協調的な関係のもとで住民生活に密接な事業を推進していくことこそが、隣接自治体の行政運営によりよい効果をもたらすものといえる。

なお、今後、申請者及び組合が相互に協力して事業を進め、住民の福利厚生に寄与してもらいたいとの趣旨から、申請者が負担する費用の範囲は、あくまでも従前の合意に基づく解体費用に限定することとし、申請者による旧施設解体費用の支払が遅延したことにより、組合に生じた損害は対象外とするのが適当であるものと考えた。」と。

「以上が、本調停案の要旨及び理由である。

本調停案は、申請者及び組合に対して最大限配慮した内容になっており、両者が互譲の精神に基づいて、本調停案を受託し、本件紛争が解決されることを強く期待するものである。」と記されているところであります。

また、調停案の要旨にもありますよう、「本件紛争は、当事者間のコミュニケーション不足が一因で生じたものとも言えるため、組合は、十分な相互理解に基づく円滑な業務運営を推進し、もって４市町住民へのよりよいサービス提供が図られるよう努められたい。」と指摘されているところでもあります。

そこで、本指摘を受け、今後、丁寧な協議、十分な相互理解を図って行くための方策について、どのように取り組まれていかれるか、組合管理者に問います。答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君）　管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君）　ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

調停案に示された事項を真摯に受け止め、傷ついた信頼関係を修復すべく、今後も４市町が連携して協力的な関係の下で、住民生活に密接なごみの共同処理事業に取り組んでまいります。

特に、これまでも丁寧な協議を行ってきたと考えておりますが、今後についても、より一

層丁寧な協議を行い、明確かつ適切な意思決定につなげ、４市町間での誤解等が生じることのないような組合の運営を心がけてまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

〇議長（櫻井茂君）　10番・谷仲和雄君。

〇１０番（谷仲和雄君）　それでは、再質疑をいたします。

先ほど１回目の答弁いただきまして、この答弁の中に、調停案にもありますように、４市町における後日の不協和を防止するためにも、さらには十分な相互理解の下、合理的な事務事業を進めていく上でも、後日の検証に十分頼り、行財政運営を図っていくことが組合には求められ、そのため、より一層明確な規約の制定、協定の締結及び合意等の手続を明示的に記録する方式を講ずるべきである。これは特に、複数の自治体が一緒になって広域的な団体、組合として運営する上では極めて重要なことであります。

調停案において、本組合に対する具体的な事務手続の改善事項として、今後、重要な意思決定を行った際には、規約の改正や協定または覚書を締結するといった事務手続改善を強く要請するとの指摘もございます。

そこで、１回目の答弁、こちらを踏まえまして、この相互理解促進のための具体的な方策、これについて早急に洗い出し、検討が今後必要になってくるかと考えますが、管理者の所見をお聞かせください。

以上、２回目の質疑となります。

〇議長（櫻井茂君）　管理者・谷島君。

〇管理者（谷島洋司君）　お答えいたします。

これまでも丁寧な協議を行ってきたと考えておりますけれども、今、議員ご指摘のように、今後協議を行った際には、きっちりと協定書とか、そういったものが重要な事項については、そういったものを残していくとか、そういった明確かつ適切な意思決定というものがお互い確認できるような、そういう市町間でのちのち誤解が生じないような組合の運営を心がけてまいりたいと思ってございます。

〇議長（櫻井茂君）　以上で議案質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論は通告の順にこれを許します。

最初に、11番・佐藤文雄君。

〇１１番（佐藤文雄君）　日本共産党の佐藤文雄です。

議案第１号・自治紛争処理委員による調停案の受諾について、賛成の討論を行います。

宮嶋市長が、使っていない施設の解体費は払えないという、かすみがうら市の単純明快な主張が認められず、大変残念ですとコメントしておりますが、私も同感であります。

これまで私は、新治地方広域事務組合が所有するごみ処理施設、環境クリーンセンターはまだまだ使えるとして、かすみがうら市単独でも運営すべきだと主張し、新たな広域ごみ処理施設建設に反対してきました。多くの市民と共に住民訴訟も闘ってきましたが、残念ながら裁判では敗訴となり、霞台厚生施設組合の加入と、４市町で構成する新たな広域ごみ処理施設に加わざるを得ませんでした。

当市が負担する環境クリーンセンター解体費用は６億955万円にもなります。2021年、令和３年ですが、この４月から新広域ごみ処理施設の運営が始まりました。

ところが、今度は突如、同年2022年、令和４年度かすみがうら市一般会計予算案に霞台厚生施設組合の旧ごみ処理施設解体調査設計業務委託料まで負担する内容が入っており、私は当市にとっては不要な負担が膨れ上がることは許せないとして、反対をいたしました。

同年７月の市長選挙で宮嶋謙氏が当選、私たちは同年、令和４年ですが、10月31日に監査委員がかすみがうら市長に対し、霞台厚生施設組合負担金のうち、霞台旧施設解体調査設計業務委託料に関する市負担分、399万9,000円ですが、の支払い命令をしてはならないとする旨の勧告を求めるという住民監査請求を起こしました。

その結果、当監査委員らは同年12月13日、私たちの主張を認め、かすみがうら市長に対し、霞台厚生施設組合負担金のうち、霞台厚生施設組合旧施設解体調査設計業務委託料に関する本市負担分の支出命令をしないよう勧告するを決定を下しました。宮嶋市長は、この勧告に従い、支払いを拒否を誠実に実行したわけであります。

しかし、今度は霞台厚生施設組合は、令和５年度一般会計予算に旧ごみ処理施設の解体費用を計上し、当市に負担を求めてきました。私は当然、この予算案に反対をいたしました。

一方、宮嶋市長は、霞台厚生施設組合の正副管理者会議において、旧ごみ処理施設解体費用は負担できない旨主張しましたが、全く認められなかったために、９月26日、組合の支出督促を不服として、県の自治紛争処理委員会に調停を申し立てることとなったわけであります。

しかし、12月６日に出された自治紛争処理委員らの調停案は、私としては納得いかないものでありました。しかし、紛争処理委員らが、「本調停案は申請者及び組合に対して、最大限配慮した内容になっており、両者が互譲の精神に基づいて本調停案を受諾し、本件紛争が

解決されることを強く期待するものである。」と述べているように、私もこれ以上問題を長引かせることは困難だと判断をいたしました。

問題は、前市長である坪井氏が市民の利益を優先せず、組合の正副管理者会議において、唯々諾々と旧ごみ処理施設解体費用を認め、また、当かすみがうら市議会が承認、議決したことがあります。その負担額は、計算しますと9,100万円にもなります。

教訓として何よりも市民の立場に立つ首長と議会議員の選出が極めて重要であると私は考えております。

以上、討論といたします。

○議長（櫻井茂君）　次に、10番・谷仲和雄君。

○１０番（谷仲和雄君）　10番議席・谷仲和雄でございます。

通告に従い、議案第１号・自治紛争処理委員による調停案の受諾について、賛成の立場から討論を行います。

本調停案の結びにおいて、「本調停案は申請者及び組合に対して、最大限配慮した内容になっており、両者が互譲の精神に基づいて本調停案を受諾し、本件紛争が解決されることを強く期待するものである。」と記されているところでもあります。

以上を踏まえ、この本調停案を契機に、今後、丁寧な協議、十分な相互理解が図られることを要望するものであります。

我々組合議会を構成する議員は、広域ごみ処理事業の円滑な業務運営を促進させることにより、４市町住民の福祉向上に寄与する使命がございます。この大義の下、議員の皆様におかれましては、本議案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（櫻井茂君）　以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１号・自治紛争処理委員による調停案の受諾についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午後４時０４分休憩

午後４時０５分再開

○議長（櫻井茂君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程追加　議案第２号の上程、説明、採決）

○議長（櫻井茂君）　ただいま管理者から議案第２号・監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

お諮りをいたします。

本案を急施事件と認め、日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、議案第２号・監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、５番・玉造由美君の退席を求めます。

〔５番・玉造由美君　退席〕

○議長（櫻井茂君）　直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君）　本日ここに提案いたしました議案について概要をご説明申し上げます。

本案は、監査委員２名のうち１名が令和５年11月30日に任期満了となったことに伴い、新たに監査委員を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井茂君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りをいたします。

本案は、先の議会運営委員会で決したとおり、正規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第２号・監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

〔５番・玉造由美君　着席〕

○議長（櫻井茂君）　ただいま監査委員に選任されました５番・玉造由美君のご挨拶をお願いいたします。

○５番（玉造由美君）　ただいまご紹介をいただきました石岡市選出の玉造由美でございます。

地方自治における監査の重要性も認識しまして、今後、微力ながら誠実かつ公正に職務を全うしたいと考えておりますので、どうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

（日程追加　議案第３号の上程、説明、採決）

○議長（櫻井茂君）　ただいま管理者から議案第３号・監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。

本案を急施事件と認め、日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、議案第３号・監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、２番・真家功君の退席を求めます。

〔２番・真家功君　退席〕

○議長（櫻井茂君）　直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君）　本日ここに提案いたしました議案について概要をご説明申し上げます。

本案は、監査委員２名のうち１名が令和５年12月20日に任期満了となったことに伴い、新たに監査委員を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わりま

す。

○議長（櫻井茂君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りをいたします。

本案は、先の議会運営委員会で決したとおり、正規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第３号・監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君）　ご異議なしと認め、さよう決しました。

〔２番・真家功君　着席〕

○議長（櫻井茂君）　ただいま監査委員に選任されました２番・真家功君のご挨拶をお願いいたします。

○２番（真家功君）　ただいまご紹介をいただきました小美玉市選出の真家功でございます。

監査の重要性を認識し、今後、微力ながら、誠実かつ公正に務めさせていただきますので、どうぞご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

◇

○議長（櫻井茂君）　以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和６年第１回霞台厚生施設組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後　４時１３分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議　　長　　櫻　井　　茂

霞台厚生施設組合議会

署名議員　　岡　崎　　勉

署名議員　　久保田　良一

資　　　　　　料

令和６年第１回霞台厚生施設組合議会臨時会議事日程

令和６年１月９日

日程第１　議席の指定

日程第２　会期の決定

日程第３　会議録署名議員の指名

日程第４　副議長の選挙

日程第５　議会運営委員の選任

日程第６　諸般の報告

日程第７　議案第１号　自治紛争処理委員による調停案の受諾について

議案質疑・討論・採決

令和６年第１回霞台厚生施設組合議会臨時会議事日程

令和６年１月９日

追加日程

議案第２号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第３号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

令和６年第１回霞台厚生施設組合議会臨時会発言通告一覧

【議案質疑】

順	氏　　名	質　　問　　事　　項	答弁を求める者
1	９番 小 松 豊 正	1　議案第１号　自治紛争処理委員による調停案の受諾について （１）一般新聞では、１２月１２日のかすみがうら市議会で可決されたと報道されているが、賛否などはどうだったか。 （２）旧焼却施設解体費の負担金額と支払時期はどうなるか。	 担 当 課 長 担 当 課 長
2	１０番 谷 仲 和 雄	1　議案第１号　自治紛争処理委員による調停案の受諾について （１）調停案は、第１要旨、第２理由、第３結語からなり、結語において、「以上に鑑みると、隣接自治体間における問題解決の有り様としては、当事者双方が、上記のとおり、４市町で旧施設解体費用を負担する合意に至ったという事実を尊重し、申請者が組合に対し、上記合意に基づく旧施設解体費用を負担すること、他方で、組合は本件に関し、疑義が生じうる意思決定手続であったことを認め、今後、組合の共同処理事務遂行に当たり、規約、協定等の規定の関係、文言の意義等を明確にした上で丁寧な協議を行い、その協議結果によっては規約の改正や協定の締結等を適切に行い、４市町間での誤解等を生じない明確かつ適切な意思決定につながる業務の運営を心がけることとし、今後４市町が連携して協調的な関係のもとで住民生活に密接な事業を推進していくことこそが、隣接自治体の行政運営によりよい効果をもたらすものといえる。」 　また、調停案要旨にもあるよう、「本件紛争は、当事者間のコミュニケーション不足が一因で生じたものとも言えるため、組合は、十分な相互理解に基づく円滑な業務運営を推進し、もって４市町住民へのよりよいサービス提供が図られるよう努められたい。」と指摘されているところである。 　本指摘を受け、今後、丁寧な協議、十分な相互理解を図って行くための方策について、どのように取り組まれていかれるか、組合管理者に問う。	管　理　者